

学校給食費公会計化について主な質問におけるQ&A

問1 口座振替依頼書について子どもの通帳の名義でもよいですか。

答 子どもの通帳を使っていただいても大丈夫です。納付義務者については保護者の名前のご記入をお願いします。また、申出書の申出者についても、同じ名前を記載してください。

問2 納付義務者が夫で妻が手続きに行っても大丈夫ですか。

金融機関で確認する書類が異なりますので、手続きする金融機関でご確認をお願いします。

問3 口座振替依頼書は市役所に持って行ってよいですか。

市川市の納税で使用している共通の書類なので、1枚目にはそのような記載が一部にありますが、金融機関に直接お持ちください。やり直しがあった場合、その場で手続きできますので、スムーズです。

問4 口座振替依頼書を書き間違えたときは、どうしますか。

答 金融機関の指示に従ってください。(訂正印が必要)書き直したいときは、新しい用紙を学校、または保健体育課で受け取ってください。(金融機関にも若干数、配付しているとのことです。)

問5 口座振替を市川市内以外のところで、手続きができますか。

答 手続きはできます。ただし、2枚目の市川市の控えを保護者に返されたときには、必ず市川市教育委員会保健体育課に書類を送っていただくか、学校にご提出いただきますようお願いします。

問6 現在、長欠の場合どうしますか。

答 来年4月以降の給食についてですので、とりあえず申出書は学校に提出してください。なお、「申し込みません」に丸を付けた場合は口座振替に行く必要はありませんが、その後、給食を食べることになった場合は申出書を出しなおし、口座振替の手続きを行っていただくことになります。

問7 3人兄弟はそれぞれ手続きをしますか。3人目無料化に該当する人も手続きは必要ですか。

答 一人一人行ってください。通帳の記帳では、それぞれの児童の金額が明記されます。また、3人目無料化も来年度引き続き行う予定ではありますが、確定ではないので手続きをお願いします。無料化認定をされたときは、口座からの引き落としはしない予定です。

問8 申出書は現在の学年を書きますか。

答 現在の学年でお願いします。(学年を書き間違えて学校に出された申出書は、学校にて修正致します。)